○経済産業省告示第七十四号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、ガス漏れ警報設備の規格及びその設置方法を定める告示（昭和五十六年通商産業省告示第二百六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

第二条中「第百八条第七号」を「（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二百二条第八号」に改める。

第三条中「第百八条第七号」を「第二百二条第八号」に改める。

○経済産業省告示第七十五号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、昭和六十年通商産業省告示第四百六十一号（ガス事業法施行規則第百六条第二号イの規定に基づく建物区分）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

第一条中「第百六条第二号」を「（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二十一条」に改める。

○経済産業省告示第七十六号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及びガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第四十九条、第百八条（第百三十一条第一項において準用する場合を含む。）及び第百六十四条の規定に基づき、定期自主検査の時期を定める件（平成七年通商産業省告示第百五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

「第五十七条（第九十七条の八及び第九十九条において準用する場合を含む。）」を「第四十九条、第百八条（第百三十一条第一項において準用する場合を含む。）及び第百六十四条」に改める。

表に次の一号を加える。

八　特定ガス発生設備	二十五月	

○経済産業省告示第七十七号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、平成九年通商産業省告示第九十一号（ガス事業法施行規則第百八条第二号イ(1)及び第六号ロの規定に基づく排気筒及び給排気部の材料の規格の要件並びに給排気部の指定する部分）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

第一条中「第百八条第二号イ(1)」を「第二百二条第二号イ(1)」に、「同規則第百八条第六号ロ」を「同条第六号ロ」に改める。

第二条中「第百八条第六号ロ」を「第二百二条第六号ロ」に改める。

○経済産業省告示第七十八号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及びガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）第六条第二項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第三百五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　経済産業大臣　世耕　弘成

第四条第一項ただし書中「第一号から第三号までに掲げるもの（液化石油ガスを通ずるガス工作物（低圧地下式貯槽以外の低温貯槽を除く。）に限る。）及び第五号に掲げるものであって、当該ガス工作物の外面から次の表のL_1によって表される距離内にある第一種保安物件又はL_4によって表される距離内にある第二種保安物件に対し、厚さ十二センチメートル以上、高さ一・八メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けているもの又は第四号」を「次の各号」に改め、同項第一号から第四号までを次のように改める。

一　特定ガス発生設備に係る容器であって、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十一条に規定する容器に該当する容器（貯蔵能力が千未満のものに限る。）　第一種保安物件及び第二種保安物件に対して、それぞれ零メートル以上。

二　特定ガス発生設備に係る容器であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号。以下この条において「液化石油ガス法施行規則」という。）第一条第二項第二号に規定するバルク貯槽（以下この条において単に「バルク貯槽」という。）に該当する容器（貯蔵能力が千未満のものに限る。）　第一種保安物件に対しては一・五メートル以上、第二種保安物件に対しては一メートル以上。

三　特定ガス発生設備に係る容器であって、バルク貯槽に該当する容器（貯蔵能力が千以上三千未満のものに限る。）　第一種保安物件及び第二種保安物件に対して、それぞれ七メートル以上。

四　特定ガス発生設備に係る容器であって、地盤面からその頂部までの埋設の深さが〇・三メートル以上に埋設しているバルク貯槽又は液化石油ガス法施行規則第一条第二項第一号に規定する貯槽に該当する容器　第一種保安物件に対しては次の表における当該容器の貯蔵能力に対応するL_2によって表される値以上、第二種保安物件に対しては当該容器の貯蔵能力に対応するL_5によって表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあっては、それぞれ零メートル以上。

第四条第一項第五号を削る。

第四条第四項中「第一項」を「第二項」に、「おいて、」を「おける」に、「とは」を「は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「おいて、」を「おける」に、「とは」を「は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、「処理能力は」の下に「、」を、「貯蔵能力は」の下に「、」を加え、同項ただし書中「第六条第二項に定めるV_1及びV_2」を「容積」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第一号から第四号までに掲げるガス工作物（液化石油ガスを通ずるもの（低圧地下式貯槽以外の低温貯槽を除く。）及び第五号に掲げるガス工作物であって、これらのガス工作物の外面から前項の表における当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応するL_1によって表される距離内にある第一種保安物件又は当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応するL_4によって表される距離内にある第二種保安物件に対し、厚さ十二センチメートル以上、高さ一・八メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けているものは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める距離とする。

一　地盤面下に埋設しているガス工作物（液化ガス用貯槽を除く。）又は水噴霧装置若しくはこれと同等以上の防火上有効な設備を設けているガス工作物のうち、第三号又は第四号に掲げるものを除く。）　第一種保安物件に対しては前項の表における当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応するL_2によって表される値以上、第二種保安物件に対しては当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応するL_5によって表される値以上。

二　地盤面からその頂部までの埋設の深さが〇・六メートル以上に埋設している液化ガス用貯槽　第一種保安物件に対しては前項の表における当該液化ガス用貯槽の貯蔵能力に対応するL_3によって表される値以上、第二種保安物件に対しては当該液化ガス用貯槽の貯蔵能力に対応するL_6によって表される値以上。